

令和5年度第1回千葉県DV防止対策検討会議 議事要旨

- 1 日 時 令和5年12月27日(水) 午後3時00分～午後4時30分
- 2 開催方法 対面及びWeb会議システムZoom
- 3 会 場 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花3-4
(千葉市中央区長洲1-8-1)
- 4 出席者 堀委員、松野委員、永嶋委員、中川委員、川口委員、大川委員、
会田委員、松倉委員 (以上8名。渡邊委員、稲垣委員は欠席)

5 議事概要

(1) 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)(以下、「DV基本計画」という。)の評価方法、スケジュールについて

<事務局より説明>

資料1-1から1-5に基づき説明

<主な意見>

- ・ 文書での評価のみでは目標数値や指標の示し方がわからないことや、認識がずれることがあるため、そのようなことがないようにしてほしい。
- ・ 管理票に記載されている自己評価がA、B、C、D区分になっているが、AからC区分は細かく分かれているのに対し、D区分は「50%以下」のみなので、1%でもD区分となる。区分について検討してはいかがか。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する県基本計画との関係について

<事務局より説明>

資料2-1から2-2に基づき説明

<主な意見>

- ・ 困難女性支援基本計画について、計画期間が令和6年度から令和8年度というところで、評価のないままにDV基本計画との統合作業が行われることになると思うが、評価がないままに統合というのは不具合があるのではないか。中間評価等、評価をある程度実施したうえで、統合する必要があるということであれば統合作業をするべき。
- ・ 困難女性支援基本計画は、非常に多様な問題を抱え、多くの担当課にまたがる支援を評価するものである。そのなかで、DVだけが大きく扱われてしまうような計画になることを危惧する。また施策において1人1人を取りこぼさない、そういった計画を目指していただきたい

- ・ 男性被害者についての施策は必要。性暴力やDV被害者等について施策が十分ではなく、どこに相談したらいいかわからない状況もある。
女性に特化するということだけではなく、施策において、男性被害も同じように大きく扱われるようにする必要がある。
- ・ 中間や最終評価を行ったうえで次の計画を立てるわけで、事業が多くなってしまうと、十分な検証ができないまま次期の計画を策定することになる。折角の事業が、次に繋がっていかないのではというような懸念がある。
- ・ 2つの部門の計画を統合的に進めるとなると、担当課がすべてを一手に担うことになる。150の事業と困難女性支援基本計画があり、さらに統合する時に、色々な調整をしながら取りこぼさないように1つの計画にしていくことはかなりの労力。
現在の体制で、2つの計画を評価し作るとは計画が形骸化してしまわないか懸念される。
人の手配やどこで担当するのかということも含め、検討していった方が全体がうまく機能するのではないか。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（概要）について

<事務局より説明>

資料3に基づき説明

(4) その他

特になし